



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年11月15日火曜日 第2319号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可.....	964
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	964
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	964
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	965
新たな土地改良事業の施行の関係書類の施行縦覧（2件）.....	965
建設業者の許可の取消し.....	966
道路の区域変更（一般国道380号）.....	966

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	966
政治団体の届出事項の異動の届出.....	967
政治団体の解散の届出.....	967
政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....	967

### 正 誤

平成23年10月14日付け第2310号愛媛県選挙管理委員会告示第66号  
（不在者投票のできる施設の指定の一部改正）中..... 971

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業砒部公共下水道（砒部町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成23年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間  
平成17年11月18日から  
平成31年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

#### ○愛媛県告示第1319号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・庵ノ池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月15日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・庵ノ池地区）計画書

の写し

- (2) 西条市市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成23年11月16日から12月14日まで
- 3 縦覧場所  
西条市役所本庁

#### ○愛媛県告示第1320号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年11月15日

愛媛県松山保健所長 竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
伊予基準寝具株式会社  
伊予郡松前町出作528番地1  
代表取締役社長 湯浅 宣宏
- 2 事業場の名称及び所在地  
伊予基準寝具株式会社  
伊予郡松前町出作528番地1
- 3 特定施設に関する事項

(1) No.6 洗浄施設

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり100キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後14日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～10 最大 9～10
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 280 最大 350

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 95 最大 100
窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 20 最大 25
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 14 最大 17

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成14年11月28日		
処 理 施 設 の 種 類	標準活性汚泥処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	ばっ気+沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦12.23メートル 横6.0メートル 高さ3.62メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり150立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	標準活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 9～10 最大 9～10	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 160 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 95 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 20 最大 25	通常 8 最大 10
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 2 最大 3	通常 1 最大 2	
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 124 最大 150	通常 124 最大 150	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 20 最大 30
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 20 最大 30
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8 最大 10
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 124 最大 150	

○愛媛県告示第1321号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・夫婦泉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年11月15日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・夫婦泉地区）計画書の写し
- (2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例

2 縦覧期間

平成23年11月16日から12月14日まで

3 縦覧場所

松前町役場

○愛媛県告示第1322号

東温市見奈良土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・堂ノ本地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年11月15日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・堂ノ本地区）計画書の写し
- (2) 東温市見奈良土地改良区定款及び規約の写し

2 縦覧期間

平成23年11月16日から12月14日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

平成23年11月15日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西ノ側地区）計画書の写し
- (2) 東温市北方土地改良区定款及び規約の写し

2 縦覧期間

平成23年11月16日から12月14日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁  
東温市役所川内支所

○愛媛県告示第1323号

東温市北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西ノ側地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

○愛媛県告示第1324号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-18)第11330号	平成18年11月9日	(有)ウィズ	田中 光雄	松山市土居田町318-7	平成23年10月11日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第9286号	平成18年11月21日	(有)八束工業	八束 定利	松山市井門町153	平成23年10月13日	土工事業	建設業の廃止
(般-18)第13567号	平成18年10月29日	(有)上坂建設	上坂 幸二	伊予市森669-1	平成23年10月25日	土工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第2028号	平成18年12月4日	(株)久保建設	久保 陽生	上浮穴郡久万高原町二名甲894	平成23年10月25日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	380号	喜多郡内子町寺村1978番8から 同町寺村1853番1地先まで	旧	メートル 4.5 - 32.0	キロメートル 0.857	
			新	0.0	0.000	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
渡部しげお後援会	武 智 保 則	渡 部 恵 子	東温市田窪128-1	平成23年10月31日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党愛媛県新居浜市第三支部	主たる事務所の所在地	新居浜市寿町11 - 37	新居浜市松原町2 - 48	平成23年10月4日	政党の支部
自由民主党21世紀愛媛をつくる会	主たる事務所の所在地	松山市苞木甲321	松山市大浦330	平成23年10月4日	政党の支部
	代 表 者	西原 純一	中原 三郎		
野間ゆうぞう後援会	主たる事務所の所在地	今治市東門町二丁目2 - 24	今治市本町一丁目2 - 20	平成23年10月4日	
自由民主党宇和島支部	代 表 者	山下 良征	土居 秀徳	平成23年10月6日	政党の支部
住みよい松前を創る会	代 表 者	三好 健二	池内 靖	平成23年10月11日	
山本順三後援会	主たる事務所の所在地	今治市大新田町二丁目2 - 50	松山市一番町一丁目9 - 15	平成23年10月20日	
兵頭竜後援会	代 表 者	池田 忠幸	和家 茂太	平成23年10月27日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年11月15日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大 誠 和 会	日 野 靖 明	平成22年12月31日
自由民主党愛媛県松山市第十四支部	池 本 俊 英	平成23年10月3日

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、民主党愛媛県第1区総支部及び青空会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成22年11月愛媛県選挙管理委員会告示第96号）別記の一部を次のとおり訂正する。

平成23年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成21年分

政党支部

（訂正後）

政治団体の名称 民主党愛媛県第1区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

公職の候補者の氏名 永江 孝子

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H22. 5 . 12

1 収入 総 額	46,273,399 円
前年繰越額	342,604 円
本年収入額	45,930,795 円
2 支出 総 額	44,693,641 円
3 翌年繰越額	1,579,758 円

4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（98人）	174,000 円
寄附	20,663,000 円
個人分	2,550,000 円
団体分	220,000 円
政治団体分	17,522,000 円
政党匿名寄附の額	371,000 円
借入金	2,000,000 円
永江 孝子	2,000,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,600,000 円
民主党本部	22,000,000 円
民主党愛媛県総支部連合会	600,000 円
その他の収入	493,795 円
賃借料（永江孝子後援会）	398,665 円
1件10万円未満のもの	95,130 円

5 寄附の内訳	
（寄附者）	（金額）（住所・所在地）
（個人分）	
永江 孝子	2,550,000 円 松山市
（団体分）	
山本整形外科	200,000 円 松山市
年間5万円以下のもの	20,000 円
（政治団体分）	
永江孝子後援会	12,472,000 円 松山市
民主党	5,000,000 円 東京都千代田区
年間5万円以下のもの	50,000 円

6 支出の内訳	
経常経費	30,073,258 円
人件費	12,460,500 円
光熱水費	587,324 円
備品・消耗品費	6,079,332 円
事務所費	10,946,102 円
政治活動費	14,620,383 円
組織活動費	600,667 円
選挙関係費	4,773,626 円
機関紙誌の発行その他の事業費	6,731,974 円
機関紙誌の発行事業費	24,480 円
宣伝事業費	6,707,494 円
調査研究費	20,719 円
寄附・交付金	493,397 円
その他の経費	2,000,000 円

（訂正前）

政治団体の名称 民主党愛媛県第1区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

公職の候補者の氏名 永江 孝子

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H22.5.12

1 収入総額	44,273,399 円
前年繰越額	342,604 円
本年收入額	43,930,795 円
2 支出総額	42,693,641 円
3 翌年繰越額	1,579,758 円
4 本年收入の内訳	

個人の党費・会費（98人）	174,000 円		
寄附	18,663,000 円		
個人分	2,550,000 円		
団体分	220,000 円		
政治団体分	15,522,000 円		
政党匿名寄附の額	371,000 円		
借入金	2,000,000 円		
永江 孝子	2,000,000 円		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,600,000 円		
民主党本部	22,000,000 円		
民主党愛媛県総支部連合会	600,000 円		
その他の収入	493,795 円		
賃借料（永江孝子後援会）	398,665 円		
1件10万円未満のもの	95,130 円		
5 寄附の内訳			
（寄附者）	（金額）	（住所・所在地）	
（個人分）			
永江 孝子	2,550,000 円	松山市	
（団体分）			
山本整形外科	200,000 円	松山市	
年間5万円以下のもの	20,000 円		
（政治団体分）			
永江孝子後援会	10,472,000 円	松山市	
民主党	5,000,000 円	東京都千代田区	
年間5万円以下のもの	50,000 円		
6 支出の内訳			
経常経費	30,073,258 円		
人件費	12,460,500 円		
光熱水費	587,324 円		
備品・消耗品費	6,079,332 円		
事務所費	10,946,102 円		
政治活動費	12,620,383 円		
組織活動費	600,667 円		
選挙関係費	4,773,626 円		
機関紙誌の発行その他の事業費	6,731,974 円		
機関紙誌の発行事業費	24,480 円		
宣伝事業費	6,707,494 円		
調査研究費	20,719 円		
寄附・交付金	493,397 円		
7 資産等の内訳			
借入金			
（借入先）	（借入残高）		
永江 孝子	2,000,000 円		

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 青空会

資金管理団体の届出をした者の氏名 永江 孝子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 永江 孝子

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H22. 5. 12

1 収入総額	13,103,354 円
前年繰越額	406,479 円
本年收入額	12,696,875 円
2 支出総額	13,056,436 円
3 翌年繰越額	46,918 円
4 本年收入の内訳	
寄附	12,695,372 円
個人分	2,201,975 円
政治団体分	10,493,397 円
その他の収入	1,503 円
1件10万円未満のもの	1,503 円

## 5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

竹田 富子	100,000 円	松山市
藤瀬 庸子	160,000 円	大阪府大阪市
杉之内 孝司	112,000 円	東京都豊島区
江原 和夫	100,000 円	松山市
横山 安起	300,000 円	新居浜市
中川 寿一	100,000 円	松山市
永江 弘喜	100,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	1,229,975 円	

(政治団体分)

陸山会	5,000,000 円	東京都港区
民主党	5,000,000 円	東京都千代田区
民主党愛媛県第1区総支部	493,397 円	松山市

## 6 支出の内訳

経常経費	495,364 円
人件費	36,000 円
光熱水費	58,732 円
事務所費	400,632 円
政治活動費	12,561,072 円
組織活動費	85,790 円
機関紙誌の発行その他の事業費	3,282 円
宣伝事業費	3,282 円
寄附・交付金	12,472,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 青空会

資金管理団体の届出をした者の氏名 永江 孝子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 永江 孝子

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H22. 5. 12

1 収入総額	13,103,354 円
前年繰越額	406,479 円
本年收入額	12,696,875 円
2 支出総額	13,056,436 円
3 翌年繰越額	46,918 円
4 本年收入の内訳	
寄附	12,695,372 円

個人分	2,201,975 円
政治団体分	10,493,397 円
その他の収入	1,503 円
1件10万円未満のもの	1,503 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

竹田 富子	100,000 円	松山市
藤瀬 庸子	160,000 円	大阪府大阪市
杉之内 孝司	112,000 円	東京都豊島区
江原 和夫	100,000 円	松山市
横山 安起	300,000 円	新居浜市
中川 寿一	100,000 円	松山市
永江 弘喜	100,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	1,229,975 円	

(政治団体分)

陸山会	5,000,000 円	東京都港区
民主党	5,000,000 円	東京都千代田区
民主党愛媛県第1区総支部	493,397 円	松山市

6 支出の内訳

経常経費	495,364 円
人件費	36,000 円
光熱水費	58,732 円
事務所費	400,632 円
政治活動費	12,561,072 円
組織活動費	85,790 円
機関紙誌の発行その他の事業費	3,282 円
宣伝事業費	3,282 円
寄附・交付金	10,472,000 円
その他の経費	2,000,000 円

正 誤

○正 誤

平成23年10月14日付け第2310号愛媛県選挙管理委員会告示第66号(不在者投票のできる施設の指定の一部改正)中

ページ	箇所	誤			正			
883	表 改正前欄中	名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
	表 改正後欄中	名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
		省略			省略			
		新居浜市立慈光園	新居浜市滝の宮町2 1	平成38年10月29日	新居浜市立慈光園	養護老人ホーム	新居浜市滝の宮町2 1	平成38年10月29日
		ふたば荘	省略		ふたば荘	省略		
		省略			省略			
		おくらの里	省略		おくらの里	省略		
		省略			省略			
		省略			省略			
		ふたば荘	省略		ふたば荘		省略	
		省略			省略			
		おくらの里	省略		おくらの里		省略	



		新居浜市立慈光園	新居浜市西の土居町一丁目 6 - 20	平成 年 月 日	新居浜市立慈光園	養護老人ホーム	新居浜市西の土居町一丁目 6 - 20	平成23年10月14日
		省略			省略			